

西日本高速道路株式会社九州支社福岡中央自動車駐車場利用約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この約款は、西日本高速道路株式会社九州支社（以下「管理者」という。）の管理する福岡中央自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項を定めたものであります。

(定義)

第2条 この約款の用語の定義は、次のとおりとします。

- 一 「車両」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に定める自動車のうち、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のものをいいます。
- 二 「負荷車両」とは、物を積み又は取り付けている車両をいいます。
- 三 「利用者」とは、車両を駐車させる目的で駐車場を利用する者をいい、その車両の運転者及び同乗者を含みます。

(事業上の告知)

第3条 駐車場の事業に関して告知しようとする場合には、告知事項を所定の場所に掲示します。

(営業時間及び休業日)

第4条 駐車場の営業時間は、毎日0時から24時までとし、第30条各号に掲げる場合のほか、休業いたしません。

ただし、車両及び利用者が入車及び出車できる時間は、毎日6時から23時までとします。

(車両の運転者)

第5条 駐車場においては、自ら車両を運転していただきます。

- 2 法令に定められた車両の運転の資格を持っている方でなければ、駐車場において車両を運転することはできません。

(駐車場内の交通)

第6条 利用者は、駐車場内の交通について、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- 一 追越しをしないこと。
- 二 最高速度は、毎時10キロメートルとすること。
- 三 駐車室を離れる車両の通行を優先させること。
- 四 警笛をみだりに使用することなく、静かに運転すること。
- 五 係員の指示及び場内の標識の表示に従うこと。
- 六 その他、交通関係法令の定める道路交通に準じて通行すること。

第2章 駐車料金及び駐車券

(駐車料金)

第7条 駐車料金は、1車両につき次の表のとおりとします。

時間区分	単 位 時 間	料金の額
一時利用時間 9時から21時まで	毎30分間又は、 30分未満につき	250円
一泊利用時間 21時から翌日の9時まで	毎30分間又は、 30分未満につき	250円 (上限1,300円)

2 回数駐車券を次の表のとおり発行します。なお、通用期間は発行した月を含めた6箇月以内とします。

発売券種	発売価格	発行券面額
500円券45枚綴り	19,750円	22,500円
750円券30枚綴り	19,750円	22,500円

3 プリペイドカードとして福岡中央自動車駐車場パーキングカード(以下「パーキングカード」という。)を次の表のとおり発行します。なお、通用期間は発行した月を含めた6箇月以内とします。

発売券種	発売価格	発行券面額
2,100円券	2,100円	2,200円
5,240円券	5,240円	5,500円
10,480円券	10,480円	11,200円
31,430円券	31,430円	34,500円

(駐車料金の割引)

第8条 管理者の認める者に限り、駐車料金にかかる割引券を発行します。

2 割引券は15時から翌日の12時までの間を含む利用について管理者が認める方法で駐車料金を精算する場合に限り使用することができます。

3 割引券を使用した場合における駐車料金の額は、1,000円いただきます。但し、割引券を使用する前の駐車料金が1,000円に満たない場合は、第7条第1項により算出した駐車料金をいただきます。

4 割引券は管理者が発行する回数駐車券・パーキングカードと併用することができます。この場

合駐車料金精算の際に、駐車券を挿入してから割引券を挿入した後に、回数駐車券・パーキングカードを利用し、駐車料金を精算してください。

(定期駐車券)

第9条 定期駐車券を、次の表のとおり発行します。

発売券種	有効時間	発売価格
平日定期駐車券	土日祝日を除く 6時から23時まで	18,000円
全日定期駐車券	全日	54,840円

通用期間は、通用開始日を含めて1箇月とします。

- 2 駐車場が満車であるときは、定期駐車券をお持ちの方でも、料金を割戻ししないで駐車をお断りすることがあります。
- 3 平日定期駐車券ご利用の方が、有効時間を超えて駐車された場合は、超過時間について前条第1項の駐車料金をいただきます。

(駐車時間)

第10条 駐車時間は、入車の際第14条第1項の駐車券に打刻した時刻から駐車料金精算の際打刻した時刻までの時間とします。

(料金の収受)

第11条 駐車料金は、車両が出車するときにいただきます。

駐車料金のお支払いは、駐車場内に事前精算機及び料金自動収受機を設置しておりますので、お帰りの際は、出車前に予め料金を精算する事前精算機で料金を支払うか又は出車口で料金を精算する料金自動収受機のどちらかで料金をお支払いください。

この場合、料金の精算にあたっては駐車券が必要ですので、事前精算機及び料金自動収受機の券挿入口に駐車券を挿入してください。駐車券を挿入すると料金表示部に駐車料金が表示されますので、現金、回数駐車券、パーキングカード、定期駐車券、nimoca電子マネーのいずれかで精算してください。

なお、事前精算機で料金精算後、一定時間を経過すると追加料金を頂く場合がありますので、料金精算後はお早めにご乗車のうえご出車ください。

- 2 駐車料金を回数駐車券でお支払いいただいた場合においては、駐車時間及び駐車料金にかかわらず回数駐車券又は現金の返却はいたしません。

- 3 回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券の料金は、ご購入の際にお支払いください。
- 4 回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券の料金は、クレジットカードによりお支払いいただけます。予め事務室でご購入のうえご利用ください。

なお、事前精算機及び料金自動収受機では、クレジットカードによる料金の支払いができません。

また、信用販売を行うことができないと認められる場合又は当該クレジットカードが破損等と認められるときは取扱いできない場合があります。

- 5 nimoca電子マネーは、株式会社ニモカが発行するカードが利用できます。なお、nimoca電子マネーをご利用いただく際の取扱いは、株式会社ニモカが定める「nimoca取扱規則」及び「nimoca電子マネー取扱規則」に基づきます。
- 6 第1項の定めにかかわらず、駐車時間が引き続き100時間を超えたとき又は、100時間を超えることが利用者から予告されたときは、経過時間又は予告時間に応ずる駐車料金を駐車中又は入車の際にいただきます。
- 7 割引券をご利用されるお客様は、駐車券を挿入してから割引券を挿入した後に、料金を精算してください。

(不正利用に対する割増金)

第12条 利用者が駐車料金を支払わないで、車両を出車させたときは、第7条第1項の駐車料金のほかにその2倍相当額の割増金をいただきます。

2 利用者が駐車券、回数駐車券、パーキングカード又は定期駐車券(以下本条において「駐車券等」という。)について、次の各号の一に該当する行為を行った場合は、当該駐車券等を無効として回収し、第7条第1項の駐車料金のほか、その2倍相当額の割増金をいただきます。

- 一 券面の表示事項又は磁気記録内容を改ざんして使用した場合
- 二 他の車両の定期駐車券を使用した場合
- 三 通用期間以外の期間に定期駐車券を不正に使用した場合又は有効時間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合
- 四 その他不正駐車的手段として使用した場合

(料金の払戻し又は割戻し等)

第13条 回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券に対する料金の払戻しの請求については、原則応じません。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する事由があるときは、購入者に限り回数駐車券又はパーキングカードについて料金の払戻しの請求に応じます。

- 一 駐車場事業、回数駐車券又はパーキングカードが廃止されたとき。
 - 二 料金の額に変更があったため、変更後の料金による回数駐車券に切り換えるとき。
 - 三 廃車、勤務地又は住所の変更、死亡等特別な事由により回数駐車券又はパーキングカードが不要となったとき。
 - 四 その他管理者が回数駐車券又はパーキングカードの払戻しの必要があると認めたとき。
- 3 回数駐車券及びパーキングカードの払戻しの額は、次の各号により算出した額とします。
- 一 第2項第1号又は第2号に該当する事由による場合

$$\frac{\text{発売価格}}{\text{発行券面額}} \times \text{未使用額} \quad \text{又は} \quad \frac{\text{発売価格}}{\text{換算額}} \times \text{未使用額}$$

未使用額は、発行券面額又は換算額から使用済額を減額した金額とし、換算額は、発売券種に記載されている時間を一時利用時間料金で換算し、発行時点において綴られている枚数を乗じた金額とします。ただし、第2項第1号に該当する事由による場合において、通用期間の定めがない回数駐車券及びプリペイドカードについては、未使用額とします。なお、1円未満の端数がある場合には、当該端数を1円として算出するものとします。
 - 二 第2項第3号に該当する事由による場合

$$\text{発売価格} - \text{使用済額}$$

ただし、使用済額が発売価格を上回る場合には、発売価格を上限とします。
 - 三 第2項第4号に該当する事由の場合は、払戻しの理由により、管理者が前2号のいずれかを適用することとします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、デパート等からサービスとして渡された駐車場の回数駐車券については払戻しいたしません。
- 5 第4項の規定にかかわらず、第2項第2号の場合に限り、当該回数駐車券については、駐車時間が等しくなるように変更後の回数駐車券と交換することができます。この場合において、交換後の回数駐車券の駐車場基本料金相当額が、交換前の駐車場基本料金相当額を上回る場合は、差額を頂きます。
- 6 第2項、第4項及び第5項の規定に基づき回数駐車券の払戻し又は交換を行う場合には、駐車場所定の手続きをしていただきます。
- 7 定期駐車券をお持ちの方に対し、第19条の定めにより駐車をお断りする等の措置をとった場合においても、駐車料金の割戻しの請求に応じません。ただし、第30条各号に掲げる場合において、駐車室の閉鎖又は営業中止をしたときは、その通用期間満了後1箇月以内に限り、次の計算式により算出した額を割戻しいたします。

(割戻し計算式)

$$\frac{\text{閉鎖又は営業中止日数}}{\text{閉鎖又は営業中止した月の1箇月の日数}} \times \text{各定期券発売価格}$$

閉鎖又は営業中止日数が24時間に満たない部分については、1日として算出するものとします。

なお、1円未満の端数がある場合には、当該端数を1円として算出します。

- 8 管理者は、回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券について、原則再発行の請求に応じないものとします。ただし、き損等によるもので管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではありません。
- 9 回数駐車券及びプリペイドカードの払戻しの期間は、第2項各号の事由が発生した日から起算して1ヶ月とする。

(駐車券)

第14条 利用者には、車両保管の証として入車時に駐車券をお渡しします。

- 2 利用者は、前項の駐車券を必ず携帯し、管理者が請求したときは、いつでもこれをお見せできるようにしてください。

第3章 駐車方法、駐車制限及び事故

(駐車場への出入等)

第15条 利用者は、駐車場入口において駐車券を受け取ってから、駐車室に入ってください。また、定期駐車券利用者は、駐車券自動交付機に定期駐車券を挿入してください。

- 2 出車しようとする利用者は、出車前に予め料金を精算する事前精算機に前項の駐車券を挿入し表示された料金を支払うか、又は出車口で料金を精算する料金自動収受機に駐車券を挿入し表示された料金を支払い出車して下さい。定期駐車券利用者は、定期駐車券を料金自動収受機に挿入し出庫して下さい。
- 3 管理上必要があると認めるときは、営業中の駐車場の入口又は出口のいずれかを閉鎖し、他を出入口兼用とすることがあります。

(駐車位置)

第16条 管理上必要があると認めるときは、駐車位置を指定することがあります。

(車両等の構造上の制限)

第17条 駐車場に駐車することができる車両又は負荷車両は、長さが6.5メートル以下、幅が2.5メートル以下、高さが2.1メートル以下、総重量が5トン以下のものに限りします。

2 駐車場の構造上前項の制限が負荷される箇所においては、当該制限を遵守してください。

(駐車台数の制限)

第18条 第29条各号に掲げる場合は、入車を制限することがあります。

(駐車拒絶等の措置)

第19条 車両又は負荷車両について次に掲げる事由があるときは、その駐車をお断りし、又は退去していただきます。

- 一 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し又は汚損するおそれがあると認められること。
- 二 易燃性物質、爆発性物質その他の危険物(その車両の原動機に連結する燃料槽にある燃料を除く。)又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを積み、又は取り付けていること。
- 三 騒音又は臭気を発すること。
- 四 多量の煙、ガス、油若しくは燃料のかすを出すこと又は液体若しくは電力以外のものを燃料又は動力として用いること。
- 五 非衛生的なものを積み、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすこと。
- 六 駐車場において集団行動、販売、配布、宣伝、演説又は演芸をするために駐車し、又は駐車しようとする事。
- 七 運転者が、めいていし、又は無謀な運転を行ない若しくは行なうおそれがあること。
- 八 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車していること。
- 九 その他管理者が駐車場の管理上支障があると認める事由があること。

2 利用者が次に掲げる場合は、その車両の出車を拒むことがあります。

- 一 正当な理由なく駐車券を返納しない場合
- 二 駐車料金を支払わない場合
- 三 駐車場において交通事故をひき起し、又は駐車場の施設若しくは器物、他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失、き損し、又は汚損した場合

(一般禁止事項)

第20条 駐車場においては、次の行為を禁止します。ただし、管理者が承認したものについてはこの限りではありません。

- 一 駐車位置において出入時以外にみだりに原動機を稼働させること。
- 二 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- 三 車両に燃料を補給すること。

- 四 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- 五 他の利用者の駐車室、事務室、料金所、機械室、倉庫等の中にみだりに立ち入ること。
- 六 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- 七 駐車場の施設若しくは器物又は車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- 八 易燃性物質、爆発性物質その他の危険物又は人に危害をおよぼすおそれがあると認められるものを持ち込むこと。
- 九 所定の容器以外に物を捨てること。
- 十 飲食物その他の物品を配布し、販売し、又は陳列すること。
- 十一 文書、印刷物、広告物等を掲示し、又は配布すること。
- 十二 集団行動、募金、署名運動、遊技、宣伝、演説、演芸、飲酒又は物乞いをすること。
- 十三 その他管理者の業務又は利用者の駐車若しくは休憩をさまたげる行為をすること。
(交通事故の届出及び応急措置等)

第21条 利用者は、次の場合は、管理者にその旨をただちに届け出てください。

- 一 利用者が、駐車場において交通事故をひき起した場合
 - 二 利用者が、駐車場において施設若しくは器物又は車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損した場合
 - 三 利用者又はその車両、その積載物若しくはその取付物に異状を発見し、又は被害の発生があった場合
 - 四 駐車場において、交通事故又は他の車両、その積載物若しくはその取付物に異状の発生を発見した場合
- 2 管理者は、前項の届出があったとき又は利用者若しくは駐車車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生するおそれがあると認めたときは、利用者の同意を得て、すみやかに必要な措置をとります。ただし、緊急の場合には、利用者の同意を得ないで応急の措置をとることがあります。
- 3 管理者は、前項の措置により利用者の車両、その積載物又はその取り付け物について生じた損害の賠償をいたしません。ただし、管理者の過失があった場合はこの限りではありません。
- 4 前2項の規定は、管理者以外の方が行なう応急措置についても同様に準用します。
(利用者の損害賠償)

第22条 管理者は、前条第1項各号の場合又は同条第2項の措置をとった場合で、管理者が損害を受けた場合は当該損害を与えた方に対して、損害賠償及び費用の負担を請求いたします。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの催告)

第23条 管理者は、定期駐車券利用者以外の利用者が、あらかじめ届出を行うことなく駐車券を交付した日から起算して7日目の営業時間終了時を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約若しくは解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、これらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、当社が指定する日までに当該車両を引取ることを催告することがあります。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により当社が指定する日までに車両を引取ることを催告し、これを引き渡すことがあります。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをすることができません。

3 管理者は、前2項の催告を行ったにもかかわらず指定する日までに車両の引取りがなされないときは、利用者又は所有者等が引取りを拒絶したものとみなします。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両に生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負いません。

(車両の調査)

第24条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することがあります。

(車両の移動)

第25条 管理者は、第23条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することがあります。

(車両の処分)

第26条 管理者は、利用者及び所有者等（この条において「利用者等」といいます。）が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず又は当社の過失なくして利用者等を確認することができない場合であって利用者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者等々に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分できるものとし、これに利用者等は同意したものとみなします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の

車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限到来後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分できることとし、これに利用者等は同意したものとみなします。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者等に対し通知し又は駐車場において掲示します。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者等に返還します。

第5章 保管責任

(保管責任)

第27条 管理者は、第15条第1項の規定により利用者に駐車券を交付したとき又は定期駐車券利用者が駐車券自動交付機に定期駐車券を挿入したときから、第14条第2項の規定によりその駐車券を回収するとき又は定期駐車券利用者が料金自動收受機に挿入したときまでの間に限り車両の保管の責任を負います。

(車両又は車両の積載物又は取付物に関する免責)

第28条 管理者は、駐車場に駐車する車両又は車両の積載物又はその取付物に係る損害については、一切賠償いたしません。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第29条 管理者は、直接又は間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた車両の滅失、き損、汚損、出車遅延その他の損害又は利用者の死傷その他の損害については、賠償いたしません。

一 天災地変その他の不可抗力又は管理者の責に帰さない理由によって生じた浸水その他の事故

二 戦争、事変、内乱、暴動、政治的又は社会的な騒じょう及び管理者が善良な管理者の注意をもってしても防止できない強盗、詐欺その他の犯罪

三 法令に基づく命令又は強制執行

四 車両、その積載物若しくはその取付物の瑕疵又はこれらのものの性質による発火、爆発、暴走、腐敗、き損、変色又は変質

五 車両、その積載物又はその取付物の管理不十分

六 衝突、接触その他の駐車場内の交通事故

七 その他管理者が善良な管理者の注意をもってしても防止できない事由

(営業中止等による免責)

第30条 管理者は、次に掲げる場合において、駐車場の全部又は一部について、駐車室の隔絶、車路の通行止め、営業中止又は駐車車両の退避の要求を行なったときは、利用者の損害について賠償いたしません。ただし、次条に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設又は器物の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- 二 前条各号に掲げる事由が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- 三 供用の継続が保安上適当でないと認められる場合
- 四 工事、清掃又は消毒を行なう場合
- 五 その他管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合
(管理者の賠償責任)

第31条 管理者は、その責に帰すべき事由により、車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、使用年限、滅失、き損又は汚損の程度その他の事情を勘案して損害を賠償いたします。
(損害賠償の請求)

第32条 前条の定めにより損害賠償の請求をする方は、損害発生後すみやかに管理者から損害発生の事実に関する証明を受け、証明後30日以内に文書をもって行って下さい。

第6章 雑 則

(利用約款)

第33条 この約款に定めのない事項については、法令の規定に準拠して処理いたします。
(約款の承認)

第34条 利用者は、この利用約款を承認し、かつ、これに同意していただいたものとします。
(約款の変更)

第35条 管理者は、利用者の事前の承認なしに、利用約款の変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発行日または適切な告知方法において明示した効力発行日より生ずるものとします。

附則

- 1 この約款は、平成17年10月1日6時から実施します。

附則

- 1 この約款は、平成22年 4月1日6時から実施します。

附則

- 1 この約款は、平成22年 8月1日6時から実施します。

附則

- 1 この約款は、平成26年 4月1日6時から実施します。

附則

- 1 この約款は、平成30年 8月1日6時から実施します。

附則

- 1 この約款は、令和元年 10月1日6時から実施します。

附則

- 1 この約款は、令和2年 4月1日6時から実施します。

西日本高速道路株式会社九州支社